

**社会福祉法人江東区社会福祉協議会**  
**マスコットキャラクターデザイン募集実施要項**

**1 趣旨**

江東区社会福祉協議会は令和6年度に法人化60周年という節目の年を迎えます。地域福祉の推進に係る江東社協の様々な活動をより多くの方に知っていただき、今後もより身近で親しみやすい団体になりたい。また、次の節目となる70周年を見据え更なる地域福祉の発展を目指したいという思いから、愛着をもってもらえるマスコットキャラクターを募集します。

**2 応募資格**

- (1) 応募には居住地、年齢、職業、プロ、アマチュア、個人若しくはグループの制限はありません。但し、江東区暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者（反社会的勢力）は除外します。
- (2) 応募時点で18歳未満の方は、応募にあたり保護者の同意が必要です。（応募用紙に同意欄あり）

**3 応募条件**

- (1) 宗教活動・政治活動に関することや、公共の福祉に反することを連想させるものは、応募できません。
- (2) 応募作品は、応募者が著作権を有するオリジナル作品で、他の作品と同一または類似していない未公表の作品とし、他のコンテスト等に入賞したことがないものに限り、著作権等の権利を侵害する作品は応募できません。
- (3) 応募作品は、第三者が著作権等の権利を有している著作物を利用していないものとし、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、主催者（江東社協）は一切の責任を負わず、応募者が対処するものとします。
- (4) 応募作品は、採用・不採用に関わらず、応募用紙等の返却はしません。

**4 募集内容**

江東社協マスコットキャラクターのデザイン

※「キャラクターの愛称」及び「キャラクターのプロフィール」（キャラクターの解説、込められた作者の思いなど）を含む

**5 募集期間**

令和6年7月1日（月）～8月2日（金）必着

**6 応募方法**

- (1) 応募にあたって

- ① 「江東区」、「やさしさ」、「ささえあい」、「つながり」、「明るさ」、「元気」をイメージした親しみやすく愛着のあるキャラクターで、キャラクターと一緒に福祉のまちづくりを PR していくことを想像して表現してください。
- ② キャラクターのモチーフは人や動物、植物など自由です。またキャラクターに文字で修飾することも可能です。

## (2) 応募方法

- ① マスコットキャラクターデザイン作成用紙あるいは、それに準じた用紙（A4サイズ白色）を使用し、マスコットキャラクターのデザイン画と必要事項を記入した「応募用紙」を添えて折り曲げずに郵送または、持参により提出してください。
- ② 1人（1グループ）3作品まで応募できます。但し、応募用紙1枚につき1作品とします。
- ③ マスコットキャラクターのデザインは、着ぐるみ（大人着用）やぬいぐるみなど、個性的な動きが連想できるものとします。
- ④ マスコットキャラクターのデザイン画は、正面を向き全身がわかるカラーデザインのものとしします。  
※側面、背面は任意
- ⑤ CD-R等の記録媒体やEメールへの添付による応募も可能です。その場合のデータファイル形式は、jpeg・gif・png・pdfのいずれかとします。  
※macの場合は、windowsで読み込みできるようにしてください  
※Eメールでの応募の場合は、容量を3MB以下のファイルとします
- ⑥ 作品の応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とします。また、郵送中の作品の紛失、毀損等についても応募者の責任とします。
- ⑦ 応募用紙を提出する際、応募日の欄に日付を記入ください。

## 7 応募先

### (1) 郵送の場合

（作品提出先）

〒135-0016

東京都江東区東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター2階

「江東社協マスコットキャラクターデザイン 募集」係

### (2) E-mail の場合

（作品送付先）

mascot@koto-shakyo.or.jp

※件名に「江東社協マスコットキャラクターデザイン応募」といれてください

## 8 賞及び副賞

最優秀賞 1点 / 副賞 30,000円

優秀賞 5点 / 副賞 5,000円

※応募時点で18歳未満の方は、図書券またはクオカードになる場合があります。

## 9 選考方法

江東区社協のホームページやイベント等での一般区民による投票及び江東社会事務局にて選定し、江東区社会福祉協議会会長が決定します。

## 10 最優秀作品（採用作品）の取り扱い

- (1) 最優秀作品は、江東社協のマスコットキャラクターとして、様々な場面でのPR活動などに広く活用する予定です。
- (2) 採用したマスコットキャラクターの活用にあたっては、デザインや色彩、愛称、プロフィール等の補正・修正等を行う場合があります。
- (3) マスコットキャラクターの活用期間については、キャラクターの変更等、江東社協の都合により終了する場合があります。

### 11 最優秀作品（採用作品）の法的取り扱い

- (1) 採用されたマスコットキャラクターについての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）等すべての知的財産権は、江東社協に移転します。
- (2) 最優秀賞の受賞者は、江東社協が当該作品を活用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとします。
- (3) 最優秀賞の受賞者は、江東社協に受賞作品として選考されたことを条件に、上記11.(1)及び11.(2)を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとします。
- (4) 最優秀賞の受賞者は、江東社協が採用作品の商標・意匠の出願登録することを認めることとします。また、商標・意匠登録、商品化などに関する対価は無償とします。
- (5) 最優秀賞の受賞作品が権利侵害などで第三者に損害を与えた場合は、江東社協は一切の責任を負わないものとします。また、江東社協が損害を被った場合は、最優秀賞の受賞者が損害賠償をするものとします。
- (6) 受賞発表後、既に発表のデザインやキャラクターと同一、もしくは類似の作品、または他の著作権を侵害していることが明確となった場合は、受賞決定後であっても取り消すことがあります。また、既に賞金を授与した後にその事実が判明した場合は、賞金を返還していただきます。

### 12 最優秀作品（採用作品）以外の法的取り扱い

最優秀作品（採用作品）以外の作品の著作権等は、江東社協に移転しません。但し、選考過程等において、江東社協のホームページ等に掲載する場合があります。

### 13 個人情報の取り扱い

- (1) 今回の募集に際して応募者から取得した個人情報については、作品の審査、発表、表彰、応募状況の集計以外の目的で使用することはありません。
- (2) 受賞者の発表の際は、住所（都道府県市区町村まで）と氏名、学生の場合は、学年を

公表します。

- (3) 上記事項については、応募された段階で応募者及び 18 歳未満の方は保護者の同意が得られたものとします。

#### 1 4 結果発表

令和 6 年 1 2 月下旬に受賞者へ通知します。その後ブラッシュアップしたものを令和 7 年 1 月下旬に江東社協ホームページ(URL: <https://koto-shakyo.or.jp>)等で発表します。受賞者以外の応募者は、江東社協ホームページ等への掲載をもって結果通知に代えさせていただきます。

#### 1 5 問い合わせ先

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 総務課

〒135-0016 江東区東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター2 階

TEL : 03-3647-1895 ファクス : 03-3647-5833

e-mail : mascot@koto-shakyo.or.jp